

7th sense

セブンセンス

セブンセンスグループ

セブンセンス税理士法人
セブンセンス社会保険労務士法人
セブンセンス行政書士法人
セブンセンス株式会社
株式会社アイクス
株式会社東京ビジネスセンター
セブンセンスマーケティング株式会社
セブンセンスR&D株式会社
株式会社セブンセンスファーム
セブンセンスFAIR株式会社
<https://www.seventh-sense.co.jp/>



hmr
seventh sense

INDEX

セブンセンスグループ	P. 2
ちょっとITタイム	P. 4
書籍発刊のお知らせ	P. 5
インボイス制度の負担軽減措置	P. 6
産業雇用安定助成金	P. 8
事業承継に関する大事なお話	P. 9
～事業承継の判断時期とは？～	P. 9
健康経営プロジェクト 活動報告	P. 10
若者円卓会議 NEWS	P. 11





会計事務所業界をリードする、
それが、セブンセンスグループ。

セブンセンスグループは、
時代の変化に合わせて変化し続け、挑戦し続ける。
そしてこれからも、常に「お客様のために」を考え
お客様とともに成長し続けていきます。

Sense of Humor

企業理念

チャレンジング × チェンジング ≡ セブンセンス

Vision

お客様とともにグローバル・エコノミーを創出する

Mission

お客様から最高に信頼
される相談相手となる

社員とその家族の
well-beingを実現する

Value

圧倒的な
プロ意識を
持つ

ハーフ
革命に
挑戦する

自己限定
を
しない

社会正義
に
貢献する

セブンセンスグループが基本理念に据える「Sense of Humor」
人には五つの感覚があり、第六感があり、そしてセブンセンスグループは七つ目
の感覚として「ユーモア」を大事にしています。

日々に少しのユーモアをプラスする。たったそれだけのことで、プライベートも仕事
も充実し、会社や社員の人生がより豊かで輝いたものになっていきます。そして、
これによって新しい目線と自由な発想も生まれていきます。

これこそが、お客様と社員と企業に関わる全ての人々と、幸せな毎日過ごす
ために大事だと考える、セブンセンスグループの「ユーモア」なのです。

seventh sense group

国内有数の総合型会計事務所。



会計・税務

会計・税務顧問業務をはじめとして、会社設立・資金調達などの創業支援、税務申告業務、国税庁OB税理士による税務調査対応など、多様なお客様へ会計・税務サービスを提供しています。

税務相談・申告
税務調査対応
会社設立・創業支援
会計コンサルティング
相続税対策・申告

人事・労務

給与計算や社会保険、労働保険の事務手続きなどの実務から、労働基準法その他法令に準拠した就業規則、賃金制度の作成、各種助成金の相談・手続き等。お客様のニーズに合わせ、細やかにサポートします。

人事労務
労働保険、社会保険
各種助成金に関する相談、
手続代行
給与計算代行

経営コンサルティング

50年以上の歴史と有資格者や各種専門家とのネットワークを生かしたコンサルティング。特に医療業種への相談実績は長く、多くの病院等を支援してきました。自社開発の業務管理ツールの提供も強みの一つです。

コンサルティング

事業承継・M&A・相続

後継者不足に悩む中小企業の事業承継やM&A支援を行います。また個人のお客様に向け、老後の悩みに寄り添う相続支援にもノウハウの蓄積があり、多くのお客様から信頼をいただいています。

事業承継
M&A
相続

IT/DX支援

業界に先駆けたIT導入による知見を基に、IT/DX化への各種コンサルティングも行っています。グループ内の「中小企業DX推進研究会」では日々、知見の充実と普及に携わっています。

IT/DX支援
BPO支援



※各拠点により対応が異なる場合がございます。





山口 高志

やまぐち たかし

中小企業
DX
推進
研究会
会長

■ITを使って仕事を
便利に楽しく出来る
よう、毎日情報収集
中です！



■今回は話題のChatGPTでは、、、

皆さんこんにちは！最近、猫も杓子も「ChatGPT、チャットジーピーティー」とAIの活用を謳う記事ばかり。そんな、AI推しの昨今ですが、今回は負けじと**SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の使い方**について改めて考えてみたいと思います。

SNS上で迷惑行為の動画が拡散し、たびたび炎上しているという話を耳にします。また、賠償問題にまで発展しているケースもあるようです。なぜ、無くならないのでしょうか？

その原因のひとつに“**500の3乗を想像できない**”ことがあるようです。

社会心理学が専門の金城学院大学の北折充隆教授によると、当事者たちはあくまで、友だちという「身内」の中で完結しているという意識で、「社会の広さを想定しきれていないことが大きい」と指摘しています。

■500の3乗を想像するということ



自分にSNSの友だちが500人いると仮定すると、その友だちにも500人の友だちが、その友だちにも500人の友だちがいるとすれば、それで1億2500万人（日本の人口とほぼ同じ数）にもなります！ $500人 \times 500人 \times 500人$ （500人の3乗）と3回500人が別の500人を辿るだけで日本全国の人に情報が届けられるということになります。

企業でもSNSを活用する時代。気軽に投稿が出来てレスポンスも共有出来る便利なツールですが、近くの人にだけに伝えてるつもりが思いもよらない広がり生まれてしまう怖さもあります。

私自身はTwitter・InstagramなどSNSは使わないのですが、もし利用する場合は、「自分は大丈夫」と、気軽な気持ちで投稿せず、そして誰かを傷つけてしまう投稿ではなく、誰もが明るくなるような、ユーモアのある話題が拡散していければ良いなと感じました！

■ Sense of Humor セブンスグループ！ ■

書籍発刊のお知らせ

専門家も驚いた 遺言・相続の内輪話

著者 セブンスensex税理士法人・編著
価格 2,200円(本体2,000円)
発行元 金融ブックス
発刊日 2023-01-13
ISBN 1978-4-904192-94-8
サイズ A5判(236ページ)

相続の場では、思いもよらぬことが起き得ます。知らない親族や知らない財産が発覚したり、あるいは逆にどこかへ消えてしまった財産の存在が明るみに出たり……。ただでさえ、家族の不幸に心を痛めている中で、相続の発生によって新たに知ることになった事実が、残された家族に混乱を生じさせることは容易に想像できることでしょう。

さらに相続は、遺産の取り扱いや分け方、遺言書をめぐる手続の数々など、相続人にとっては慣れないことの連続です。見知った親族ですら思いもよらぬ主張をすることがあり、知らない顔に驚かされるばかりです。

著者一同の所属するセブンスensexグループには、税理士・公認会計士・社会保険労務士・行政書士・相続診断士・ファイナンシャルプランナーなど相続やその周辺業務に関わるプロフェッショナルが多数在籍しており、毎年数百件もの相続税申告や相続手続きを処理しています。

たくさんの方々の相続の場に寄り添いながら感じることは、本当にご家族それぞれに違うかたちの相続があるということです。

本書では、著者一同がこれまで経験した事例や実際に起こったハプニングなどを基にして、思いもよらない相続の現場の数々をフィクションとして紹介しています。登場する人物・団体・名称等は架空であり、実在のものとは関係ありません。

フィクションですから、「まさか！」と思うかもしれませんが「架空の話だから大げさにしているのだな」と感じるかもしれません。しかし、『事実の小説より奇なり』です。ここに掲載したストーリーの数々は、読者の方々が分かりやすいようにシンプルにまとめたものであり、実際の話はより混乱を来していたと言っても過言ではありません。

本書は、そのような思いもよらなかった出来事を、ストーリーを読みながら、相続や遺言などの要点について、できるだけ分かりやすく紹介するように努めました。

相続は誰にでも起こることであり、そしていつ起こるかは誰にもわかりません。万が一の際には思いもよらぬことが起こり得るということを知ってもらうためにも、ぜひ本書をご活用いただければと思います。

本書が皆様の相続に関する不安や悩みを解決し、安心をもたらすものとなれば幸いです。



インボイス制度の負担軽減措置

税理士 大長 正司

だいちょう まさし

静岡
オフィス

■今年は大男・次男のダブル受験です。少々不安な日々を送っています。



本年10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

また、インボイスは、消費税の納税義務者しか発行できない等、今までの環境と大きな変更を余儀なくされる企業もあるため、いくつかの負担軽減措置が設けられています。

今回は、それらのうち以下の4点についてご案内させていただきます。

1. 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合、納税額を売上税額の2割に軽減する措置です。これにより売上、収入を把握するだけで申告が可能になります。

2割特例

1. 対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間

例) 個人事業者が令和5年10月1日に登録した場合

令和5年10月～12月の申告から令和8年分の申告までが対象になります。

2. 対象者

インボイス発行事業者の登録がなければ課税事業者にならなかった方

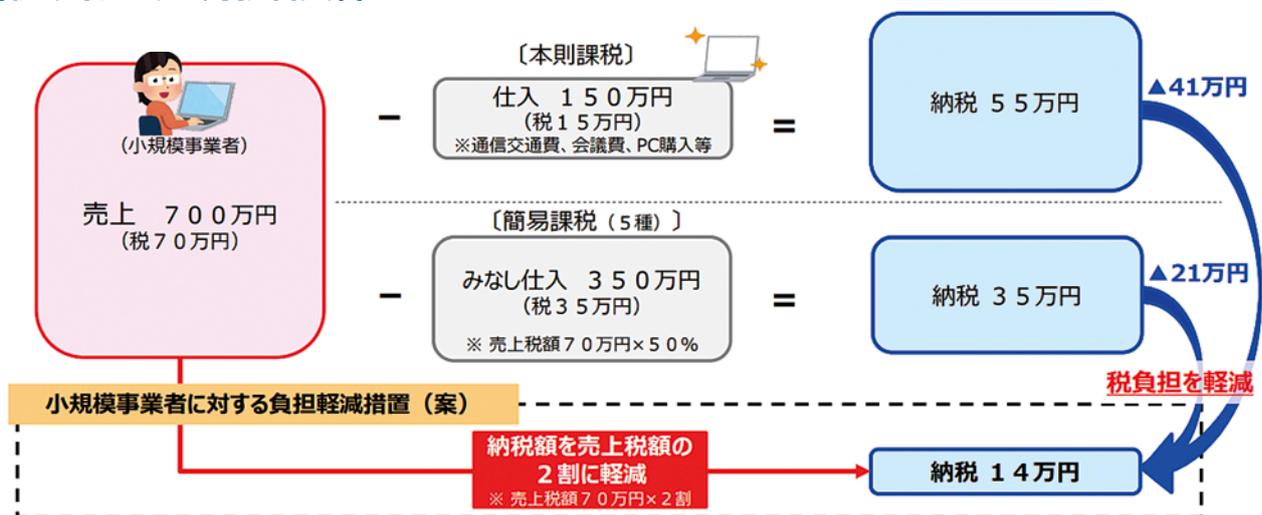
※事業者免税制度の適用を受けられない方（基準期間における課税売上高が1千万円を超える方等は対象外になります。）

3. 適用にあたっての手続き

適格請求書発行事業者が当該措置の適用を受けようとする場合は申告書にその旨を記載することが必要になります。

- ① 事前の届出は不要 ※申告書には記載が必要です。
- ② 2年間の継続適用縛りはありません。
- ③ 申告時に、本則課税・簡易課税ともに選択が可能です。
(例 本則課税or2割特例、簡易課税or2割特例)
簡易課税の適用には通常通り2年の縛りがあります。

2割特例のイメージ 財務省資料



※ 負担軽減措置の適用にあたっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

2. 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

基準期間の課税売上高が1億円以下または特定期間における課税売上高が5千万円以下である事業者が、行う1万円未満の課税仕入れについては、インボイスの保存がなくても帳簿のみで仕入税額控除が可能になります。

少額特例

1. 対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの計6年間

2. 対象者

2年前（基準期間）の課税売上高が1億円以下または1年前の上半期（個人事業主の方は1～6月）の売上高が5千万円以下の方

3. 少額特例の対象となる1万円未満の判定基準

少額特例の対象となる1万円未満であるかの判定基準については、1回の取引の合計額(税込)が1万円未満であることとされています。

例えば、7千円のもの8千円のを同時に購入した場合(合計1万5千円)は、特例に該当しないことになるので注意が必要です。

3. 少額な返還インボイスの交付義務免除

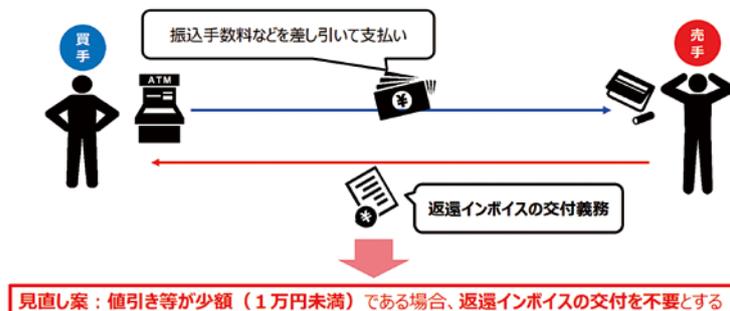
1. 現行

インボイス制度への移行に伴って、インボイスの交付義務とともに値引き等を行った場合にも売手と買手の税率と税額の一致を図るため、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務が課されることとなっています。

2. 負担軽減措置

「税込」1万円未満の返品・値引き・割戻しなどの売上に係る対価の返還等のうち、「税込」1万円未満の取引に対しては、返還インボイスの交付が免除されます。

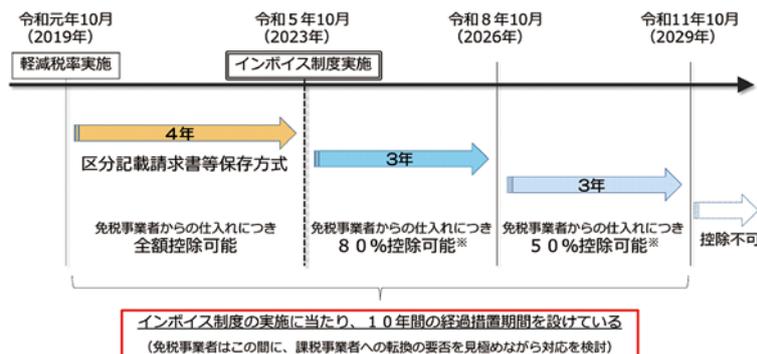
対象はすべての事業者となり、適用期限の定めのない恒久的な措置とされます。



4. 仕入税額控除の経過措置

インボイス制度が導入された後の、免税事業者との取引がある課税事業者の急激な負担を軽減するため、免税事業者からの取引について、6年間の仕入税額控除の経過措置が設けられています。

この仕入税額控除の経過措置が設けられたことにより、課税事業者は適格請求書発行事業者以外からの請求書でも一定割合の仕入税額控除を受けられます。



※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区別記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要（財務省資料）

産業雇用安定助成金

(事業再構築支援コース)

労務部

山崎 岳彦

東京赤坂
オフィス

特定
社会保険労
務士

やまさき たけひこ

■趣味 お酒を飲むこと（現在自粛中）、ラグビー観戦（競技経験あり）



令和5年4月1日以降に中小企業庁の実施する「事業再構築補助金」応募書類を提出し、交付決定を受けた事業主が、一定の条件を満たした労働者を雇い入れ、雇用を継続した場合の助成金が新設されました。

産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）

とは、新型コロナウイルス感染症の影響等で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、新たな事業への進出等の事業再構築を行うために、当該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受入れを支援するものです。

■ 助成の内容

	中小企業	中小企業以外
助成額	280万円／人 (140万円×2期)	200万円／人 (140万円×2期)
助成対象期間	1年	

1. 事業所当たり5人までの支給に限ります。
2. 雇い入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給します。

■ 主な要件

・事業主

- ① 令和5年4月1日以降に中小企業庁の実施する「事業再構築補助金」の応募書類を提出し、交付決定を受けていること
- ② 下記の労働者の雇い入れにあたって、次のa～cの全ての条件を満たすこと
 - a. 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること
 - b. 期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者は除く）として雇い入れること
 - c. 「事業再構築補助金」の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること
- ③ 下記の労働者の雇入れ日前6か月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと

・労働者

- 「事業再構築補助金」の交付決定を受けた事業に関する業務に就く者で、次の①と②に該当する者
- ① 次のaかbのいずれかに該当する者
 - a. 専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者
 - b. 部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者
 - ② 1年間に350万円以上の賃金が支払われる者

① 事業再構築補助金の
応募書類の提出

② 採択審査委員会による
審査・採択

③ 事業再構築補助金の交付申請

④ 事業再構築補助金の交付決定

⑤ 対象労働者の雇入れ

⑥ 産業雇用安定助成金の
支給申請

⑦ 産業雇用安定助成金の受給

参考：厚生労働省HP

事業承継に関する大事なお話 ～事業承継の判断時期とは？～

飯田 邦博

いいたくにひろ

株式会社
アイクス

代表取締役

■趣味は、オートバイ
愛車は、カワサキ
ゼファー1100
オートバイのツーリングには良い季節になってきました。



中小企業の将来

最近、中小企業オーナーから会社の将来に関するご相談をよく受けます。

世の中の的には、新型コロナウイルスによるパンデミックもやっと落ち着き、日常の経済活動を取り戻しつつありますが、中小企業オーナーにとっては、厳しい現実と対峙しなければならない場合があります。

コロナ禍の前半で負担の少ない条件で借り入れた、いわゆるコロナ融資の返済が始まり、延命措置が途絶えた企業にとって、ここ数年は正念場となります。

承継方法：3つの選択肢と廃業

企業経営者が交代をする場合の手法は、3つあります。

◆親族内承継

社長のご子息、ご息女など血縁のある身内が事業を引き継ぐケースとなります。

後継者には、経営者としての資質が必要となりますが、従業員や取引先から心情的な理解を得やすく、所有と経営の分離が回避できます。内部留保が充実した法人の場合、相続対策を計画的に行う必要があります。

◆従業員承継

会社内に勤務する役員や従業員さんによる事業の承継です（MBO：マネジメント・バイ・アウトとも言います）。業務のオペレーションを熟知していることが最大のメリットとなりますが、株式買い取り資金の調達が必要となります。また、引き継ぐ候補者の家族の理解と協力も重要なファクターとなります。

◆第三者承継

血縁でもなく、役員従業員でもない第三者が事業を引き継ぐ場合です（M&A：マージャー・アンド・アキュイジション）。個人保証の解除、従業員の雇用維持、仕入先・得意先との取引継続が前提となり、一般的に創業者利得を得ることができます。

◆廃業

後継者がいない場合は、事業をやめることとなります。

「経済的余力」と「時間的余裕」をもって判断する必要があります。

承継時期の判断

親族・従業員に後継者候補がいる場合は、なるべく早く会社の将来について話す機会を設けましょう。

事業承継は譲る側にとっても、引き継ぐ側にとっても **判断に時間がかかります。**

さらに 円満の承継を目指す場合、 **十分な引継ぎ期間を考慮する必要があります。**

現企業オーナーがご高齢の場合や限られた時間で後継者を決定する必要がある場合、親族内承継・従業員承継の結論を待って、第三者承継検討開始では手遅れになる場合があります。

選択肢の検討は、同時進行で行うことをお勧めします。

【健康促進】春のウォーキングイベントを開催しました！



今後の活動は、
ブログでも
随時
ご報告していきます！

静岡オフィス

新静岡駅より駿府城外堀の桜を見ながら、静岡浅間通り商店街へ。

大河ドラマにあやかって商店街では「てくてく家康のたび」という催しがされていました。蛇口から出てくるももジュースもおいしかった！

静岡市の中心地に静かに佇む、市民に親しまれている静岡浅間神社。

地元では初詣スポットとして知られていて、通称「おせんげんさん」と呼ばれて親しまれています。

1000年以上の歴史を持ち、境内に26棟ある全ての社殿は国の重要文化財に指定されています。

浅間神社は1つの神社だけでなく、合計7つの異なる神社で形成されていて、その7つの神社で全てお参りすれば、願いが叶うと言われています。ドラマ「仁」のロケ地にもなりました。

浅間神社名物の100段もある急な階段を登って、ハイキングコースへ。山の上から一望できる景色は素晴らしいです。

また、境内では「どうする家康静岡大河ドラマ館」が開催されていました。

職場を離れ部署を超えた交流や、お子様同士の微笑ましい交流もあつたりと、和やかなイベントとなりました。



春の陽気に包まれた2023年4月8日。セブンスセンス税理士法人で「ウォーキングイベント」を開催いたしました。

初開催となる今回は、静岡と山陰の2拠点で開催！静岡は駿府城周辺、山陰は松江城周辺をウォーキング。

両拠点、古城めぐりのイベントにもなり、社員のご家族も多数参加！

新たな交流も生まれ、心も身体も元気になるイベントになりました。



山陰オフィス

山陰オフィスは、松江城を散策しました。

松江城は日本で天守閣が現存する12城のひとつで、山陰地方では唯一の天守が残るお城です。2015年に国の重要文化財に指定されました。

天守閣からからの景色は、最高！青空にゆっくり雲が流れ、太陽が心地良いお天気で、春を五感いっぱいに満喫しました。

若者円卓会議とは



■ 概要

若者円卓会議は、セブンスグループの10年後を創るをテーマにし、若手メンバーを中心に、「やりたい！ やってみたい！」というチャレンジ精神を一つずつ形にするプロジェクトチームです。

活動の基本方針を【夢・若さ・ユーモア】として、社内交流イベントや業務改善コンテストの企画運営、SNS発信など多岐にわたる活動を行っています。

各チーム 活動内容

『今、セブンスグループでやってみたいこと・やるべきこと』を若手メンバーの目線で考え直し、【グループ間交流】【SNS・広報】【KAIZEN】という3つのチームが誕生しました。今回も、各チームリーダーより近況報告をさせていただきます！

【グループ間交流】

「あんな形で♪こんな形で♪コミュニケーションの輪が広がっています!(^^)!

国内10拠点以上あるセブンスグループ。

ZOOMを利用してランチ交流会をしたり、チャットを使用して共通の趣味を見つけたり、今日のお昼をシェアしたり対面でなくてもコミュニケーションを図ることができるツールが沢山増えてきました♪

そろそろ、大人の遠足や季節ごとのレジャーなど対面で集合ができればいいな・・・と思うこの頃です!!



【SNS・広報】

「セブンスのこと、noteで覗いてください！」

昨年スタートしたセブンス公式note。読者の皆さまの応援もあり、めでたく12カ月連続で月1更新をすることが出来ました！ありがとうございます！

今後も拠点紹介やグループの諸活動をメインに、バラエティ豊かな内容で掲載予定です。ぜひ、「セブンスnote」で検索して、ご覧ください！



【KAIZEN】

「“チャレンジコンテスト” 七夕(7/7(金)) 開催!!」

2022年7月に社内改善施策を募る「KAIZEN コンテスト」というイベントを開催しました。第二回目の開催となる今年はコンテスト名を改め、「チャレンジコンテスト」として社内の改善施策にとどまらず、「DX」や「健康経営」といった様々なテーマに関するアイデアを募集します。発案者自らプレゼン発表を行い、その提案内容を審査のうえ、採択されたアイデアはプロジェクトとして実行されます。コンテスト当日の様様やプロジェクトの実施状況についても発信していく予定です。ぜひチェックしていただけると嬉しいです！



次回も、若者円卓会議の活動をたっぷりご紹介していきます！楽しみに！

各種SNS 運営中

ぜひフォローをお願いいたします！



Facebook

グループのお知らせを
幅広く発信しています。



Twitter

各拠点の担当者が、
日々の様子を、
発信しています。



Instagram

広報記事の更新情報を
チェックいただけます！



LINE

アニメーション動画で専
門情報がチェックできま
す！



note

特集記事を定期的に
掲載しております。

■ 東京赤坂オフィス

〒107-0052
東京都港区赤坂2-12-10
HF溜池ビルディング7階
Tel : 03-6426-5542

■ 東京上野オフィス

〒110-0005
東京都台東区上野3-14-1
UENO CUBE EXECUTIVE2,4,5階
Tel : 03-6803-2905

■ 東京銀座オフィス

〒104-0061
東京都中央区銀座8-18-3
銀座加藤ビル2階

■ 千葉オフィス

〒264-0029
千葉県千葉市若葉区桜木北3-23-22
深谷ビル2階
Tel : 043-234-9132

■ 北海道釧路オフィス

〒085-0814
北海道釧路市緑ヶ岡6-14-15

■ 静岡オフィス

〒422-8005
静岡県静岡市駿河区池田3875-92
Tel : 054-264-3171

静岡オフィス 別館

静岡県静岡市駿河区池田3875-82

静岡オフィス 3号館

静岡県静岡市駿河区池田3875-79

■ 静岡沼津オフィス

〒410-0056
静岡県沼津市高島町15-5
ぬましんCOMPASS 2F

■ 山陰オフィス

〒683-0805
鳥取県米子市西福原3-3-1
YNT第4ビル3階
Tel : 0859-21-1171

■ 石垣島オフィス

〒907-0012
沖縄県石垣市美崎町1-5
名嘉商会ビル2階

hmr
seventh sense

セブンスには、お客様の抱えるどのような課題にもお応えできるよう、税理士・社会保険労務士だけでなく、中小企業診断士やファイナンシャルプランナーなど、各部門の専門家が多数在籍しています。

会社の事から人生に関わるプラン作りのことまで、
全てを信頼して任せてもらえる「ベストパートナーシップ」を目指しています。

税務・会計支援



税務会計にお悩みの方

起業・開業支援



会社設立・医院開業をお考えの方

相続・資産対策



資産形成にお悩みの方

人事・労務



人事・労務に関する手続き
人の問題でお悩みの方

コンサルティング



会社経営に関してお悩みの方

会計事務所向け



アウトソーシングをお考えの方